

(事務連絡)
各加盟組織御中

生活保護の国への意見書採択を

全自治体に求める請願(陳情)運動について

2012年10月15日
中央社会保障推進協議会
事務局長 相野谷 安孝
全国生活と健康を守る会連合会
事務局長 藤谷 加津江

連日の奮闘ご苦労様です。

中央社保協と全生連は、生活保護の抜本改悪を許さない方針を決め、学習や宣伝、署名、日本弁護士連合会など広範な団体・個人との共同行動に取り組んでいます。

その一環として、生活保護の国への意見書採択を全自治体に求める請願(陳情)運動にとりくむことにしました。請願書や陳情書、意見書の見本は、別紙の通りです。この運動を次のようにとりくみましょう。

記

- (1) 地方議会は、11月中旬から「12月議会」が始まります。各都道府県議会、各市区町村議会の開催日程と請願(陳情)受付締め切り期日をつかみ、遅れないように請願(陳情)を提出しましょう。
- (2) すべての都道府県議会、市町村議会に請願(陳情)を提出しましょう。全生連の各組織と各地域の社保協で協力してすすめましょう。やむを得ない場合は、郵送で全自治体に届けましょう。
- (3) 請願の場合は、紹介議員が必要ですので「超党派」の紹介議員のとりつけを請願提出前切まで追求しましょう。陳情の場合は、紹介議員は必要ありません。各議会での請願(陳情)審査では、意見陳述を求めましょう。生活保護利用者の暮らしの実態を文書にし、各議会での利用者本人の意見陳述と各党・各会派の議員要請をおこないましょう。
- (4) その他、請願(陳情)のやり方については、全生連の新年度の「制度のあらまし」483ページから484ページに解説してありますので、参考にしてください。

以上